

難民支援、PKO法で政府派遣に制約。 小回りききくNGOをバツクアツプせよ。

「日本の援助は顔が見えない」、「カネは出しても人を出さない」と批判されてきたわが国が、今、「一つの岐路に立たされている。最近強まりつつあるNGO支援の動きのなかで、「官」と「民」による役割の違いがますます顕在化しているのだ。海外への緊急医療援助にシフトして、現状を探った。

現地で連携するNGO

在外公館に「NGO担当官」を

そうした政府ベースの立ち遅れに対し、民間NGO団体の動きは活発だ。

旧「JIC」の難民支援も

わが国で医療関係のNGOとして知られるアジア医師連絡協議会(本部・岡山市)は、九三年にソマリアに難民支援を行なったのをはじめ、今年になってからは旧ユーゴへの派遣を決定した。

いずれも「アフリカ教育基金の会」や「国境なき奉仕団」など、教育や福祉など他の分野で実績を持つNGOと合同で支援を行っている。

個々のNGOで独立して行動するのではなく、それぞれのNGOの得意分野を持ち寄って協力しながら活

動する同方式は、欧米のNGOに比べて経験の浅いとされるわが国では理想の形「UNHCR」とも言われ、国際緊急援助隊の「民間版」として注目されている。

現地では官民区別せぬ

その点、日本はシステムが確立されていない。任せられる部分は、経済的な裏付けとともにNGOに委託するという考え方があってもいい。

アジア医師連絡協議会代表の菅波茂さん(右)は、政府レベルの援助と民間レベルの援助にそれぞれ長所、短所があることを認めた上で、「今後のNGO活動には資金力が不可欠」と言い切る。そのための財源に、国家のODA予算を補填することを提案している。

「日本がこれから目指すべき道は、人道援助大国として世界で認められること。そのためには人を送るための具体的なシステムを持っているかどうかの問題にな

る。事実、わが国におけるNGOへの助成制度は、外務省をはじめとして、予算額は年々増加している。それだけ日本のNGO団体の方がついてきたということもいえるが、「官」の援助だけでは援助の効果に限界があることを政府サイドも分かっているのだ。

外務省民間援助支援室長の五月女光弘さんは「現地で活動すれば、民間人であろうと政府の間人であろうと、同じ日本人として見られるのは同じ。要は人の顔の見える援助として、日本のイメージアップにつながる方がいい」と説明する。今後、「人の顔が見える援助へ、資金援助の推進が望まれるのと同時に、逆にそれを受けるNGOの側も、力量が問われることになる。

●わが国の緊急医療援助体制(海外向け)

	政府派遣(国際緊急援助隊)	自衛隊	NGO(アジア医師連絡協議会(AMDA)、アフリカ教育基金の会など)
法律	国際緊急援助隊の派遣に関する法律	PKO協力法	—
ケース	災害(地震、洪水など)	紛争に起因する難民	災害、難民
派遣の仕組み	相手国または国際機関からの要請が必要	国際機関の要請	随時
メリット	●要請ベースなので現地に入ってから仕事がスムーズ ●相手国政府が要員の安全確保に協力的 ●豊富な資金力	●大規模な活動展開が可能 ●自己完結的な組織形態 ●輸送手段に力を発揮	●スピーディーな対処が可能
デメリット	●要請がないと動けない		●活動単位が小規模 ●資金に限られる
主な過去の実績	1988 スーダン洪水 1990 リベリア被災難民 " イラン地震 " フィリピン地震 1991 イランのクルド難民(1~5次) 1993 ネパール洪水	なし(待機中)	◇アジア医師連絡協議会(AMDA)の場合。 1991 イランのクルド難民 " フィリピン・ピナツボ火山噴火被災民 1992 カンボジア難民 1993 ソマリア難民 1994 モザンビーク帰還難民 " 旧ユーゴスラビア
目的	国益・人道		人道